

定期積金

平成28年1月1日現在

1. 商品名	・定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6ヵ月以上5年以下
4. 受入 ①受入方法 ②受入金額 ③受入単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 給付補填金 ①利回り ②支払方法 ③計算方法 ④税金	固定金利 ・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します ・個人の利息には20.315%※の税金がかかります。 マル優はご利用いただけません。 ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。 法人は総合課税となります。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います
10. 金利情報について	・店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。 紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00） 利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会に

	<p>において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>12.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます ただし、満期日を繰り延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による損害遅延金をいただきます ・「総合口座」の取扱いはできません ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます